

区役所業務委託希望型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区役所が発注する業務委託において、より透明性・競争性を高め、公正な競争を確保するため、業務委託ごとに、事前に入札参加の希望を募り、希望者の中から指名業者を選定する入札方式（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施するにあたり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる業務委託（以下「対象業務」という。）は、別に定めるものとする。

(参加資格要件)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 対象業務委託の発注年度の前年度までの千葉市税を滞納している者
- (7) 千葉市物品等入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (8) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- (9) 前各号のほか必要と認めて定める者

2 前項に定めるもののほか、対象業務の種類又は性質により次に掲げる資格要件を設けたとき入札参加者は、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 対象業務と同種業務の履行実績
- (2) 技術者の配置
- (3) 前各号のほか対象業務ごとに必要と認めて定める要件

(参加資格要件の審査)

第4条 区役所総務課長（以下「総務課長」という。）は、前条の規定により参加資格要件

を定めたときは、区長の決裁を得るものとする。

(対象業務の公表)

第5条 総務課長は、対象業務を委託発注表(様式第1号)により公表するものとする。

(入札参加申請の手続)

第6条 対象業務について、入札参加を希望する者は、希望型指名競争入札参加申請書(様式第2号。以下「入札参加申請書」という。)により申請しなければならない。

2 総務課長は、入札参加申請書の受付に際して必要があると認めたときは、関係書類の提出を求めることができる。

(入札参加申請の期間)

第7条 入札参加申請書の申込期間は、対象業務の公表を開始した日から公表の最終日までとする。

(指名業者の審査)

第8条 総務課長は、入札参加申請書を受理のうえ、指名業者を選定し、又は業者を指名しないこととするときは、区長の決裁を得るものとする。

(業者選定社数)

第9条 希望型指名競争入札における指名業者選定社数については、適格者全てを指名するものとする。

(非指名通知)

第10条 市長は、入札参加申請書を提出した者の中で、指名をしないこととしたものに対しては、その旨を非指名通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

2 前項の非指名通知書を受けたものは、非指名の理由について、当該通知があった日から3日以内に、書面にて説明を求めることができる。

3 市長は、前項による請求があった場合は、回答通知書(様式第4号)により回答しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。